

## 地域政策原論の必要性

岩崎 正弥

The Necessity for Philosophy on Regional Policy

Masaya Iwasaki

私の出身は農学原論という珍しい分野である。広くは農業経済学に含まれるとはいえるが、既存の学問分野には存在しない領域だ。一口に言えば、農をめぐる哲学である。農学のチェック機能を有し（「農学栄えて農業滅ぶ」の教訓に学ぶ）、広義には農の本質を追究する研究領域だといってよい。農業とは、産業であるにもかかわらず、通常の産業概念には収まりきらない。これを不純物として切り捨てれば、経済学の枠内で取り扱えることになるが、そうならないところに農業経済学の難しさと同時に奥深さがある。だから、農業の近代化を目指して農業基本法制定（1961）に関わった農林事務次官・小倉武一（1910～2002）でさえ、同法が育成すべき農業者は「土の産業人」であると、農業の特殊性を強調せざるを得なかつた。農業基本法は後に食料・農業・農村基本法（1999、新基本法）に代わったが、現在農業政策は大きく産業政策と地域政策とに分離されており、近年は競争力の強化に特化した産業政策に比重がかかりすぎていると言わざるをえない。

ひるがえって地域政策に視点を合わせると、不可思議なことに地域政策（学）原論がないことに気づく。『地域政策学事典』（高崎経済大学地域政策研究センター、2011）にも、地域政策（学）とは何ぞやに関する定義を含む解説はない。その要因として、多様な研究分野が交錯する学際的な領域であることが大きいと推測される。現実に地域で生じている問題は多種多様であり、それぞれの課題に対しそれぞれの研究領域で対応しているのが実情だろう。また現状の地域政策学は、大きく地域学系と政策学系に分類でき、地域学系は空間に縛られた拘束の中で特

殊研究を行い、政策学系は個別地域に縛られないより普遍的な科学を目指している。そもそも地域学の論理と政策科学の論理にはズレがあり、両者を接続する媒介項がないという現状がある。こうした事態を解消するためにも原論が求められるのではないか。

かつて私はフランスの地域政策について調べたことがある（拙稿「現代フランスにおける持続可能な地域づくり（1）（2）」『愛知大学経済論集』第161号〔2003.2〕、第162号〔2003.7〕）。フランスでは1994年の経済社会審議会の報告－もし何もしなければ2000年には90%の国民が10%の国土に住もう－を受けて、国民的大論争が展開された。この基盤になったのが平等と公正をめぐる議論であり、アメリカの政治学者ジョン・ロールズの『正義論（A Theory of Justice）』（1971）が下敷きにされた。こうしてフランスの国土整備地方開発庁（DATAR）は、①引き裂かれる国土（ネオ・リベラリズム）、②差異化される地方（ネオ・コミュニタリアニズム）、③修復される中央集権（ネオ・ジャコバン主義）を排して、「公正のシナリオ」として④編まれる多中心（ネットワーク）構造を構想し、国土整備に関する新たな法律制定へと繋げたのである。いわば原論的思考が機能し、地域政策へと結び付く現実を見て取ることができる。

さて、2018年4月より本学部に新コース「食農環境コース」が誕生する。私の個人的な期待は、このコースが地域政策の一つの原論になりえるのではないかということである。例えば地域の持続可能性を議論する場合、産業や地域経済の仕組み、行政制

度、エコシステム、価値観・ライフスタイルに至るまでの根幹として、食・農・環境の視点が不可欠であろう。十数年前に話題になった映画「いのちの食べ方」(2005)は、生産と消費が乖離し、不可視となつた生産現場がもはや農業とは言えないまでに変質した実態を描いて衝撃を与えた。原題の「Our Daily Bread」は新約聖書の「主の祈り」から採られており、邦題が端的に表現しているように、キリスト教をベースとする欧州の価値観が根底にある。食農とは

そういうものなのだ。それゆえ食農の議論は、場合によっては宗教にまで踏み込む覚悟が必要であり、少なくとも私たちの生の根源を念頭においていた考察が欠かせない。農業には近現代が置き去りにした要素が色濃く残っている。それらを不純物として除去する政策が本当に未来を切り開くのか、私たちは一端立ち止まって、地域政策の根幹を原論的思考から問い合わせ直す必要があると思うのである。

(専門分野：農学原論)